

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	個人住民税賦課事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高岡市は、個人住民税の賦課課税における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高岡市長

公表日

令和2年10月12日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税賦課事務		
②事務の内容	<p>【概要】 地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、申告情報や給与・公的年金等の支払報告書(以下「申告等情報」という。)を基に個人住民税を計算・賦課決定し通知する。賦課決定に際し、または賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定または賦課更正を行う。また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。</p> <p>【内容】 ①申告等情報の受理 ②他自治体等から本市への調査に対する回答、本市から他自治体等への税務調査 ③個人住民税の賦課決定・更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ④住民登録外者の課税に伴う他自治体への通知 ⑤個人住民税の減免申請書の受理および承認または却下の決定、ならびにその通知 ⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理 ⑦他自治体課税であることが判明した場合の資料回送 ⑧決定した課税情報等の他課への連携 ⑨国税庁との法定調書データ及び扶養是正データの送受信 ⑩賦課情報に基づく所得・課税・非課税証明書の発行</p>		
③対象人数	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満	2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	<p>【概要】 個人住民税システムは、申告等情報を受け入れ、個人住民税の賦課・更正を行い納税者へ賦課額を通知(通知書作成)するシステムである。 また、他システムへ連携する所得等を含め、個人住民税の根本となる特定個人情報を全て保有・管理するものである。</p> <p>【内容】 ①課税対象者の管理、及び賦課に関わる特定個人情報の管理機能 ②申告等情報の管理・メンテナンス機能 ③賦課決定、及び賦課更正機能 ④住民への税額通知書作成機能 ⑤賦課額集計等の統計資料作成機能 ⑥税務調査(扶養調査等)の対象者抽出機能 ⑦被扶養者等の情報管理機能 ⑧申請に基づく所得証明・課税証明等の発行機能 ⑨確定申告支援システムとの連携ファイルの授受機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (庁内関連システム、確定申告支援システム、課税資料検索システム)</p>

システム2～5

システム2

①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	<p>【概要】 国税庁・他自治体との申告等情報または税額データを連携するシステムで、これらの官公署等との専用回線である。連携データには特定個人情報も含まれ、地方税共同機構を経由して連携が行われる。ただし、個人住民税システムとの直接回線連携はない。</p> <p>【内容】 ①確定申告データ(e-TAXデータ、KSKデータ)ダウンロード機能 ②確定申告イメージデータ(KSKイメージデータ)ダウンロード機能 ③確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 ④法定調書データの受信、扶養是正データの送信、住登外課税通知データの送受信、寄附金税額控除に係る申告特例通知データの受信機能 ⑤団体間回送機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (媒体等での連携で、直接の接続は無い。)</p>

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	(1) その年の1月1日に高岡市に住所がある人。(均等割+所得割) (2) その年の1月1日に高岡市に住所はないが、事務所、事業所または家屋敷がある人。(均等割)
その必要性	個人住民税課税対象者を正確に把握するため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号: 申告において本人を特定するため ・4情報: 納税通知書等の送付先として使用 ・その他住民票関係情報: 賦課期日時点の課税対象者(世帯情報)の把握のため ・識別番号: 課税対象者を特定するために記録 ・業務関係情報 ①国税関係情報 国税庁から申告等情報を個人住民税の賦課決定・賦課更正に使用するために記録する。 国税庁との相互の税務調査のために記録する。 ②地方税関係情報 個人住民税を賦課決定・賦課更正するために記録する。 納税通知書、所得証明・課税証明を発行するために記録する 他自治体での住登外課税の把握のために記録する。 ③医療保険関係情報 国民健康保険等納付額を社会保険料控除の参考とするため記録する。 ④障害福祉関係情報 障害者控除の参考とするため記録する。 ⑤生活保護・社会福祉関係情報 個人住民税の非課税判定を行うために記録する。 ⑥年金関係 年金支払者からの申告等情報を個人住民税の賦課決定・賦課更正に使用するために記録する。 年金からの特別徴収額を決定・変更するために記録する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	総務部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、社会福祉課、高齢介護課、保険年金課、納税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く)) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	個人住民税の適正賦課(申告書等の受付・本人確認等を含む)	
④使用の主体	使用部署	市民税課 支所及び福岡総合行政センターの税担当課(証明発行のみ)
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		①各種申告書等の受付に関する事務 ②個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報等を調査・把握する。 ③上記で収集した各種情報に基づき、個人住民税賦課額を決定し税額を通知する。 ④給与所得者の異動届出書に基づき、給与特別徴収の開始または普通徴収への変更等を行う。 ⑤年金保険者からの通知や住基及び介護保険料の徴収情報等に基づき、公的年金特別徴収の決定・中止処理を行う。 ⑥住民からの申請に基づき、課税・所得証明書を発行する。
	情報の突合	・住民票関係情報と地方税関係情報を突合して、税額通知に係るデータを作成する。 ・本人から申告された扶養控除情報等と情報提供ネットワークシステムから入手した地方税関係情報、障害者福祉情報を突合して、控除額等を適正化する。 ・本人確認、その他申告情報の確認等を行う為、住民票関係情報と突合する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	申告書等データパンチ入力業務	
①委託内容	・給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書、確定申告第二表・三表のパンチ入力事務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社インテック 行政システム事業本部	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	納税通知書プリント業務	
①委託内容	納税通知書の印刷	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社インテック 行政システム事業本部	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3	個人住民税システム運用保守	
①委託内容	法改正によるシステム改修等、運用保守に必要な範囲において特定個人情報の取扱いを委託	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社インテック 行政システム事業本部	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (61) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている (17) 件 [] 行っていない
提供先1	・番号法第19条第7号別表第二の第1欄に掲げる者 (別紙1参照)
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二
②提供先における用途	・番号法第19条第7号別表第二の第2欄に掲げる事務(別紙1参照)
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者、家屋敷課税対象者等
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった都度
提供先2～5	
提供先2	国税庁
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、地方税法317条、国税通則法74条の12第6項
②提供先における用途	所得・扶養情報等の通知、国税調査に必要となる資料等の提供・閲覧
③提供する情報	所得・扶養情報等、国税調査に必要となる資料等
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (媒体等での連携で、直接の接続は無い。)
⑦時期・頻度	毎月修正時に1回、年次処理として5月頃に1回
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【課税情報ファイル】

(1) 個人基本

1タイムスタンプ日付,2タイムスタンプ時刻,3予備,4年度,5宛名コード,6宛名区分,7賦課期日区分,8性別,9生年月日,10世帯コード,11続柄コード,12生活保護該当区分,13本人専従区分,14事業所家屋敷区分,15被扶養区分,16障害者区分,17寡婦区分,18寡夫区分,19個人コメント,20個人コメント2,21個人コメント3,22個人コメント4,23賦課氏名カナ,24賦課氏名漢字,25賦課住所区分,26賦課住所コード,27賦課住所番地,28賦課住所枝番,29賦課住所小枝番,30賦課住所,31賦課住所方書,32新規フラグ,33配偶者宛名コード,34徴収希望,35納通発送区分,36納通発送日,37市申送区分,38未申告区分,39294条通知日,40通報年月日,41扶養照会区分,42扶養照会年月日,43申告書発送済区分,44国保加入区分,45世帯外被扶養区分,46世帯外扶養情報,47世帯外扶養区分,48世帯外扶養宛名コード,49世帯外扶養氏名,50世帯外扶養区分,51世帯外扶養宛名コード,52世帯外扶養氏名,53世帯外扶養区分,54世帯外扶養宛名コード,55世帯外扶養氏名,56世帯外扶養区分,57世帯外扶養宛名コード,58世帯外扶養氏名,59世帯外扶養区分,60世帯外扶養宛名コード,61世帯外扶養氏名,62合併前自治体コード,63固有情報,64更新年月日,65更新時分,66更新職員番号,67予備項目数字1,68予備項目数字2,69予備項目漢字1,70予備項目漢字2,71予備項目文字1,72予備項目文字2,73年金特徴判定,74利用者予備項目

(2) 個人基本メモ

1タイムスタンプ日付,2タイムスタンプ時刻,3予備,4年度,5宛名コード,6メモ内容,7住登地住所コード,8住登地住所,9メモ本年度のみ,10課税地住所コード,11課税地住所,12予備項目数字1,13予備項目数字2,14予備項目漢字1,15予備項目漢字2,16予備項目文字1,17予備項目文字2

(3) 賦課

1タイムスタンプ日付,2タイムスタンプ時刻,3予備,4年度,5宛名コード,6賦課連番,7徴収区分,8賦課レコード状態,9処理コード,10更正事由,11異動年月日,12済期,13開始期,14済月,15開始月,16更新年月日,17更新時分,18更新職員番号,19消除区分,20優先資料区分,21優先資料番号,22給与合算区分,23受給者番号,24非課税区分,25控対配,26配特区分,27扶養同老人数,28扶養老人数,29扶養他人数,30扶養特定人数,31障害同特人数,32障害特人数,33障害他人数,34扶障配合区分,35本人特障,36本人他障,37夫あり,38未成年,39老年者,40寡婦一般,41寡婦特別,42寡夫,43勤労学生,44本人専従,45事業所家屋敷,46均等割区分,47本人希望徴収区分,48青色申告区分,49専従配偶者,50専従他人数,51生活保護取扱区分,52次年度市申送,53特徴給報資料番号,54減免率1期,55減免率2期,56減免率3期,57減免率4期,58減免率随1,59減免率随2,60減免開始日,61変更納期限1期,62変更納期限2期,63変更納期限3期,64変更納期限4期,65変更納期限随1,66変更納期限随2,67確定延滞金計算区分,68決定日,69オンライン決定フラグ,70通知書番号,71所得控除件数,72所得控除情報領域,73所得控除区分001,74所得控除額001,75所得控除区分002,76所得控除額002,77所得控除区分003,78所得控除額003,79所得控除区分004,80所得控除額004,81所得控除区分005,82所得控除額005,83所得控除区分006,84所得控除額006,85所得控除区分007,86所得控除額007,87所得控除区分008,88所得控除額008,89所得控除区分009,90所得控除額009,91所得控除区分010,92所得控除額010,93所得控除区分011,94所得控除額011,95所得控除区分012,96所得控除額012,97所得控除区分013,98所得控除額013,99所得控除区分014,100所得控除額014,101所得控除区分015,102所得控除額015,103所得控除区分016,104所得控除額016,105所得控除区分017,106所得控除額017,107所得控除区分018,108所得控除額018,109所得控除区分019,110所得控除額019

(4) 賦課溢れ

1タイムスタンプ日付,2タイムスタンプ時刻,3予備,4年度,5宛名コード,6賦課連番,7徴収区分,8所得控除情報領域,9所得控除区分001,10所得控除額001,11所得控除区分002,12所得控除額002,13所得控除区分003,14所得控除額003,15所得控除区分004,16所得控除額004,17所得控除区分005,18所得控除額005,19所得控除区分006,20所得控除額006,21所得控除区分007,22所得控除額007,23所得控除区分008,24所得控除額008,25所得控除区分009,26所得控除額009,27所得控除区分010,28所得控除額010,29所得控除区分011,30所得控除額011,31所得控除区分012,32所得控除額012,33所得控除区分013,34所得控除額013,35所得控除区分014,36所得控除額014,37所得控除区分015,38所得控除額015,39所得控除区分016,40所得控除額016,41所得控除区分017,42所得控除額017,43所得控除区分018,44所得控除額018,45所得控除区分019,46所得控除額019,47所得控除区分020,48所得控除額020,49所得控除区分021,50所得控除額021,51所得控除区分022,52所得控除額022,53所得控除区分023,54所得控除額023,55所得控除区分024,56所得控除額024,57所得控除区分025,58所得控除額025,59所得控除区分026,60所得控除額026,61所得控除区分027,62所得控除額027,63所得控除区分028,64所得控除額028,65所得控除区分029,66所得控除額029,67所得控除区分030,68所得控除額030,69所得控除区分031,70所得控除額031,71所得控除区分032,72所得控除額032,73所得控除区分033,74所得控除額033,75所得控除区分034,76所得控除額034,77所得控除区分035,78所得控除額035,79所得控除区分036,80所得控除額036,81所得控除区分037,82所得控除額037,83所得控除区分038,84所得控除額038,85所得控除区分039,86所得控除額039,87所得控除区分040,88所得控除額040,89所得控除区分041,90所得控除額041,91所得控除区分042,92所得控除額042

(5) 過年度

1タイムスタンプ日付,2タイムスタンプ時刻,3予備,4課税年度,5宛名コード,6過年度連番,7過年度枝番,8調定年度,9過年度増分税額,10過年度納期限,11過年度通知日,12変更納期限,13決定日,14賦課連番,15更新年月日,16更新時分,17更新職員番号,18予備項目数字1,19予備項目数字2,20予備項目文字1,21利用者予備項目

(6) 事業所基本

1タイムスタンプ日付,2タイムスタンプ時刻,3予備,4年度,5特徴指定番号,6決定日,7宛名コード,8報告人数,9納入書発送区分,10納通等返送区分,11納通等返送日,12納特区分,13納特開始年月,14納特終了年月,15非課税人数,16普徴区分,17通知書出力区分,18個人番号配番区分,19官公庁区分,20総括表訂正有無,21給報受付日,22事業所異動事由,23特徴最終個人番号,24特徴月別情報,25特徴月割額01,26特徴月別人員01,27特徴月割額02,28特徴月別人員02,29特徴月割額03,30特徴月別人員03,31特徴月割額04,32特徴月別人員04,33特徴月割額05,34特徴月別人員05,35特徴月割額06,36特徴月別人員06,37特徴月割額07,38特徴月別人員07,39特徴月割額08,40特徴月別人員08,41特徴月割額09,42特徴月別人員09,43特徴月割額10,44特徴月別人員10,45特徴月割額11,46特徴月別人員11,47特徴月割額12,48特徴月別人員12,49更新年月日,50更新時分,51更新職員番号,52予備項目数字1,53予備項目数字2,54月割充当額01,55月割充当額02,56月割充当額03,57月割充当額04,58月割充当額05,59月割充当額06,60月割充当額07,61月割充当額08,62月割充当額09,63月割充当額10,64月割充当額11,65月割充当額12,66納税者ID,67総括表発送区分,68受取方法,69予備項目文字1,70予備項目文字2,71利用者予備項目

(7) 事業所基本メモ

1タイムスタンプ日付,2タイムスタンプ時刻,3予備,4年度,5特徴指定番号,6メモ内容,7通知先アドレス,8予備項目数字1,9予備項目数字2,10予備項目漢字1,11予備項目漢字2,12予備項目文字1,13予備項目文字2

(8) 従業員

1タイムスタンプ日付,2タイムスタンプ時刻,3予備,4年度,5特徴指定番号,6特徴個人番号,7決定日,8宛名コード,9賦課連番,10従業員状態,11予備項目数字1,12予備項目数字2,13予備項目漢字1,14予備項目漢字2,15予備項目文字1,16予備項目文字2,17利用者予備項目

(9) 事業所管理

1タイムスタンプ日付,2タイムスタンプ時刻,3予備,4特徴指定番号,5宛名コード,6予備項目数字1,7予備項目数字2,8予備項目漢字1,9予備項目文字1,10予備項目文字2,11利用者予備項目

(10) 資料

1タイムスタンプ日付,2タイムスタンプ時刻,3予備,4年度,5資料区分,6資料番号,7宛名コード,8氏名カナ,9生年月日,10特徴指定番号,11特徴個人番号,12受給者番号,13控対配,14配特区分,15扶養同老人数,16扶養老人数,17扶養他人数,18扶養特定人数,19障害同特人数,20障害特人数,21障害他人数,22扶障配合区分,23本人特障,24本人他障,25夫あり,26未成年,27老年人,28寡婦一般,29寡婦特別,30寡夫,31勤労学生,32本人専従,33事業所家屋敷,34均等割区分,35本人希望徴収区分,36青色申告区分,37専従配偶者,38専従他人数,39生活保護取扱区分,40次年度市申送,41乙欄区分,42中途就退区分,43中途就退年月日,44課税対象外区分,45電話番号,46所得控除件数,47所得控除情報領域,48所得控除区分001,49所得控除額001,50所得控除区分002,51所得控除額002,52所得控除区分003,53所得控除額003,54所得控除区分004,55所得控除額004,56所得控除区分005,57所得控除額005,58所得控除区分006,59所得控除額006,60所得控除区分007,61所得控除額007,62所得控除区分008,63所得控除額008,64所得控除区分009,65所得控除額009,66所得控除区分010,67所得控除額010,68所得控除区分011,69所得控除額011,70所得控除区分012,71所得控除額012,72所得控除区分013,73所得控除額013,74所得控除区分014,75所得控除額014,76所得控除区分015,77所得控除額015,78所得控除区分016,79所得控除額016,80所得控除区分017,81所得控除額017,82所得控除区分018,83所得控除額018,84所得控除区分019,85所得控除額019,86所得控除区分020,87所得控除額020,88所得控除区分021,89所得控除額021,90所得控除区分022,91所得控除額022,92所得控除区分023,93所得控除額023,94所得控除区分024,95所得控除額024,96所得控除区分025,97所得控除額025,98分離譲渡条性情報領域,99分離譲渡条文区分1,100分離譲渡条文コード1,101分離譲渡条文区分2,102分離譲渡条文コード2,103分離譲渡条文区分3

(11) 資料溢れ

1タイムスタンプ日付,2タイムスタンプ時刻,3予備,4年度,5資料区分,6資料番号,7所得控除情報領域,8所得控除区分001,9所得控除額001,10所得控除区分002,11所得控除額002,12所得控除区分003,13所得控除額003,14所得控除区分004,15所得控除額004,16所得控除区分005,17所得控除額005,18所得控除区分006,19所得控除額006,20所得控除区分007,21所得控除額007,22所得控除区分008,23所得控除額008,24所得控除区分009,25所得控除額009,26所得控除区分010,27所得控除額010,28所得控除区分011,29所得控除額011,30所得控除区分012,31所得控除額012,32所得控除区分013,33所得控除額013,34所得控除区分014,35所得控除額014,36所得控除区分015,37所得控除額015,38所得控除区分016,39所得控除額016,40所得控除区分017,41所得控除額017,42所得控除区分018,43所得控除額018,44所得控除区分019,45所得控除額019,46所得控除区分020,47所得控除額020,48所得控除区分021,49所得控除額021,50所得控除区分022,51所得控除額022,52所得控除区分023,53所得控除額023,54所得控除区分024,55所得控除額024,56所得控除区分025,57所得控除額025,58所得控除区分026,59所得控除額026,60所得控除区分027,61所得控除額027,62所得控除区分028,63所得控除額028,64所得控除区分029,65所得控除額029,66所得控除区分030,67所得控除額030,68給報摘要欄,69予備項目数字1,70予備項目数字2,71予備項目漢字1,72予備項目漢字2,73予備項目文字1,74予備項目文字2

(12) 異動

1タイムスタンプ日付,2タイムスタンプ時刻,3予備,4宛名コード,5更新日付,6更新時刻,7課税年度,8処理コード,9異動後賦課連番,10プリントフラグ,11オンライン決定フラグ,12決定日,13更新年月日,14更新時分,15更新職員番号,16予備項目数字1,17予備項目数字2,18予備項目漢字1,19予備項目文字1,20予備項目文字2,21利用者予備項目

(13) 被扶養専従者

1タイムスタンプ日付,2タイムスタンプ時刻,3予備,4年度,5宛名コード,6履歴連番,7主宛名コード,8主世帯コード,9被扶養専従者区分,10被扶養区分,11消除区分,12被扶養専従異動事由,13異動年月日,14更新年月日,15更新時分,16更新職員番号,17予備項目数字1,18予備項目数字2,19予備項目漢字1,20予備項目漢字2,21予備項目文字1,22利用者予備項目

(14) 退職調定

1タイムスタンプ日付,2タイムスタンプ時刻,3予備,4公金日,5整理番号,6消除区分,7連番,8全件検索キー,9領収日,10調定年度,11課税年度,12年月分,13特徴指定番号,14納付額,15支払額,16調定額,17更正受理日,18人数,19市民税額,20県民税額,21調定年月日,22決定フラグ,23更新年月日,24更新時分,25更新職員番号,26予備項目数字1,27予備項目数字2,28予備項目漢字1,29予備項目文字1

(15) 事業所資料番号

1タイムスタンプ日付,2タイムスタンプ時刻,3予備,4年度,5特徴指定番号,6資料番号,7更新年月日,8更新時分,9更新職員番号,10予備項目数字1,11予備項目数字2,12予備項目漢字1,13予備項目漢字2,14予備項目文字1,15予備項目文字2,16利用者予備項目

(16) 異動累積

1タイムスタンプ日付,2タイムスタンプ時刻,3予備,4処理年月日,5処理時刻,6処理コード,7操作職員番号,8宛名コード,9特徴指定番号,10課税年度,11メンテ区分,12テーブル名,13処理端末名,14予備項目,15異動前,16異動後

(17) 指定番号変換

1タイムスタンプ日付,2タイムスタンプ時刻,3予備,4旧自治体コード,5旧特徴指定番号,6旧宛名コード,7課税年度,8新特徴指定番号,9新

宛名コード,10更新年月日,11予備項目

(18) 特別徴収対象者情報データ

1タイムスタンプ日付,2タイムスタンプ時刻,3予備,4年度,5連番,6レコード区分,7市町村,8府県コード,9市町村コード,10特別徴収義務者コード,11通知内容コード,12予備1,13特別徴収制度コード,14作成年月日,15年金保険者用整理番号1,16年金コード,17予備2,18生年月日,19性別,20氏名,21氏名-カナ,22氏名-SI,23氏名-漢字,24氏名-SO,25住所,26住所-郵便番号,27住所-カナ,28住所-SI,29住所-漢字,30住所-SO,31各種区分,32処理結果,33予備3,34各種年月日,35金額1,36金額2,37金額3,38金額4,39金額5,40金額6,41金額7,42金額8,43停止年月,44予備4,45年金保険者用整理番号2,46宛名コード,47宛名コード付番区分,48文字コード変換後,49氏名カナ全角-UCS,50氏名漢字-UCS,51住所カナ全角-UCS,52住所漢字-UCS,53年金保険者用整理番号2-UCS,54特徴税額通知情報,55特徴税額通知-作成日,56特徴税額通知-対象者情報,57年金特徴予定額10月,58年金特徴予定額12月,59年金特徴予定額2月,60年金特徴予定額4月,61年金特徴予定額6月,62年金特徴予定額8月,63税額通知結果情報,64税額通知結果-受領日,65税額通知結果-処理結果,66徴収結果情報,67徴収結果-10月受領日,68徴収結果-10月各種区分,69徴収結果-10月徴収額,70徴収結果-12月受領日,71徴収結果-12月各種区分,72徴収結果-12月徴収額,73徴収結果-2月受領日,74徴収結果-2月各種区分,75徴収結果-2月徴収額,76徴収結果-4月受領日,77徴収結果-4月各種区分,78徴収結果-4月徴収額,79徴収結果-6月受領日,80徴収結果-6月各種区分,81徴収結果-6月徴収額,82徴収結果-8月受領日,83徴収結果-8月各種区分,84徴収結果-8月徴収額,85停止通知情報,86停止通知-作成日,87停止通知-各種区分,88停止通知-停止年月,89停止結果情報,90停止結果-受領日,91停止結果-処理結果,92変更通知情報,93変更通知-作成日,94変更通知-各種区分,95変更結果情報,96変更結果-受領日,97変更結果-処理結果,98特定誤りフラグ,99更新年月日,100更新時分,101更新職員番号,102予備項目数字1,103予備項目数字2,104予備項目漢字1,105予備項目漢字2,106予備項目文字1,107予備項目文字2,108利用者予備項目

(19) 仮徴収データ

1タイムスタンプ日付,2タイムスタンプ時刻,3予備,4年度,5宛名コード,6仮徴収連番,7処理コード,8賦課連番,9消除区分,10停止事由,11停止月,12異動年月日,13仮徴収金額,14仮徴収4月,15仮徴収6月,16仮徴収8月,17前年徴収金額,18前年徴収10月,19前年徴収12月,20前年徴収2月,21依頼年月日,22決定日,23当初確定フラグ,24プリントフラグ,25更新年月日,26更新時分,27更新職員番号,28印刷用更正事由,29予備項目数字1,30予備項目数字2,31予備項目漢字1,32予備項目漢字2,33予備項目文字1,34予備項目文字2,35利用者予備項目

(20) 賦課エラー一覧

1タイムスタンプ日付,2タイムスタンプ時刻,3年度,4宛名コード,5エラー警告コード,1エラー警告区分,2予備項目数字1,3予備項目数字2,4予備項目文字1,5予備項目文字2

(21) 賦課排他管理

1タイムスタンプ日付,2タイムスタンプ時刻,3職員コード,4年度,5宛名コード,6予備項目数字1,7予備項目数字2,8予備項目文字1,9予備項目文字2

(22) 特徴個人印刷

1タイムスタンプ日付,2タイムスタンプ時刻,3予備,4年度,5特徴指定番号,6特徴個人番号,7決定日,8宛名コード,9当初月次区分,10通知日,11更新年月日,12個人基本マスタ,13賦課マスタ旧,14徴収区分,15受給者番号,16特徴税額,17月割額01,18月別特徴指定番号01,19月別特徴個人番号01,20月割額02,21月別特徴指定番号02,22月別特徴個人番号02,23月割額03,24月別特徴指定番号03,25月別特徴個人番号03,26月割額04,27月別特徴指定番号04,28月別特徴個人番号04,29月割額05,30月別特徴指定番号05,31月別特徴個人番号05,32月割額06,33月別特徴指定番号06,34月別特徴個人番号06,35月割額07,36月別特徴指定番号07,37月別特徴個人番号07,38月割額08,39月別特徴指定番号08,40月別特徴個人番号08,41月割額09,42月別特徴指定番号09,43月別特徴個人番号09,44月割額10,45月別特徴指定番号10,46月別特徴個人番号10,47月割額11,48月別特徴指定番号11,49月別特徴個人番号11,50月割額12,51月別特徴指定番号12,52月別特徴個人番号12,53特徴指定番号旧,54特徴個人番号旧,55月割充当額01,56月割充当額02,57月割充当額03,58月割充当額04,59月割充当額05,60月割充当額06,61月割充当額07,62月割充当額08,63月割充当額09,64月割充当額10,65月割充当額11,66月割充当額12,67賦課マスタ新,68転勤元先区分,69文字欠け区分,70特徴変更フラグ,71特徴変更月,72特徴変更事由,73変更通知出力フラグ,74連絡区分,75予備項目数字1,76予備項目数字2,77予備項目文字1,78予備項目文字2

(23) 特徴事業所印刷

1タイムスタンプ日付,2タイムスタンプ時刻,3予備,4年度,5特徴指定番号,6決定日,7当初月次区分,8通知日,9事業所基本マスタ旧,10車

(27) 賦課

1タイムスタンプ日付,2タイムスタンプ時刻,3予備,4年度,3特徴指定番号,4レコード連番,5転勤元先区分,6特徴変更フラグ,7特徴変更月,8特徴変更事由,9個人基本情報,10個人基本-年度,11個人基本-宛名コード,12個人基本-賦課氏名カナ,13個人基本-賦課氏

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの課税・非課税・所得証明としての個人住民税情報の入手については、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行っており、対象者以外の情報を入手することはできない。 ・市県民税申告書等については、必要な情報のみ記載する様式としているため、必要な情報以外を入手することはない。また、申請書等を受付ける際には、余白等に必要のない情報が記載されていないか確認する。 ・連携する事務システムにおいては、必要な情報のみにアクセスできるようになっており、操作者がそれ以外の情報にアクセスすることはできない。また、メンテナンス等を行う際には、操作ログを保管する機能を有している。 ・管理項目は予め決められており、それ以外の項目は入力できない仕組みになっている。 ・システム利用の権限は業務上必要な職員のみを与えられており、権限を付与されていない職員が情報を入手することはできない。また、メンテナンス作業や権限を付与されている者の操作ログは保管されており、情報の不正入手を防止している。
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である] <選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="text-align: center;">3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子データで提出される申告情報等は、国税連携及びeLTAXの専用回線を介して入手しており、詐取・奪取が行われることはない。 ・連携する事務システムにおいては、必要な情報のみにアクセスできるようになっており、操作者がそれ以外の情報にアクセスすることはできない。また、メンテナンス等を行う際には、操作ログを保管する機能を有している。 <p>入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行っている。 ・申請者が代理人である場合には、委任状に記載してある代理人であることを個人番号カードなどの身分証明書の提示により確認している。 ・提出された申請書等に記載されている個人番号とシステムに表示される個人番号を突合させることで、個人番号の真正性を確認している。 ・住登外課税者について、課税対象者情報と突合しなかった場合は、基本4情報に基づき住基ネットに照会し、真正性を確認している。 ・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等により正確性を確保している。 ・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が内容を再確認している。 ・申告等データパンチ入力結果は、プログラムで妥当性をチェックし、エラー及び警告データは、職員により正しく修正している。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、本市で定める高岡市文書管理規程及び高岡市特定個人情報取扱い管理規程に基づいて管理し、保管している。 ・正確性に疑義が生じた場合は、調査を行い適宜修正を行っている。 	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税システムは、個人住民税の賦課に必要な情報のみ記録されているため、その他の情報が紐付けされることはない。 ・個人住民税の賦課に必要な情報であるが、市民税課で保有していない情報については、情報を保有する担当課に情報照会し、確認している。 ・システムにアクセスできる端末を限定し、許可無くシステムに接続して紐付けできないようになっている。 ・番号法の別表第一に記載されている事務に関するシステム以外からの特定個人情報の取得はできなくなっている。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない </div> </div>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税システムを利用する職員を特定し、システム管理者がユーザーIDを割当てパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDごとの使用履歴を取得し管理している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>従事者が事務外で使用するリスクに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録している。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導している。 <p>特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。 ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導している。 <p>その他、特定個人情報の使用にあたり講じる措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ※スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させないようにしている。 ※ディスプレイを来庁者から見えない位置に置いている。 	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><団体内統合宛名(連携)システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーへの情報連携及び情報提供ネットワークを介して他団体への照会を行うものである。番号法に則したアクセス権が設定されており、事務毎に提供される情報が限定されている。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><団体内統合宛名(連携)システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予め権限が付与された職員のみが利用できる。番号法の別表第二で定められた事務以外において、情報提供することはできない。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にアクセスできないよう管理を行うことで安全性を確保している。 			

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・全職員を対象とした「情報セキュリティ研修」に参加し、課員の個人情報保護に対する意識を高めている。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 総務部総務課 電話番号 0766-20-1254
②請求方法	本人確認書類の提示及び指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部広報情報課 電話番号 0766-20-1239
②対応方法	・受付については、対応記録を残す。 ・担当部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年4月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 経営企画部情報政策課 電話番号 0766-20-1239	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部情報政策課 電話番号 0766-20-1239	事後	平成29年4月1日付組織改編による
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目	【課税情報ファイル】 (中略) (6)個人基本レコード (一部抜粋)25.福祉情報	【課税情報ファイル】 (中略) (6)個人基本レコード (一部抜粋)25.本人該当区分 26.福祉情報(以下項番繰り下げ)	事後	重要な変更にあたらない記録項目の変更による
平成30年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの機能	④法定調書データの受信、扶養是正データの送信機能	④法定調書データの受信、扶養是正データの送信、住登外課税通知データの送受信機能	事後	重要な変更にあたらないシステム機能の変更による
平成30年4月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)	事後	見直しによる
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供・移転の有無 [○]提供を行っている(57)件	提供・移転の有無 [○]提供を行っている(58)件	事後	見直しによる
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	情報政策課	広報情報課	事後	平成30年4月1日付組織改編による

平成30年4月1日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部情報政策課 電話番号 0766-20-1239	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部広報情報課 電話番号 0766-20-1239	事後	平成30年4月1日付組織改編による
平成30年5月21日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 篠田 修	市民税課長	事後	平成30年5月21日付評価書記載方式の変更による
平成30年10月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	(中略) ・本人から申告された扶養控除情報等と情報提供ネットワークシステムから入手した地方税関係情報を突合して、控除額等を適正化する。	(中略) ・本人から申告された扶養控除情報等と情報提供ネットワークシステムから入手した地方税関係情報、障害者福祉情報を突合して、控除額等を適正化する。	事後	見直しによる
平成31年1月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	④法定調書データの受信、扶養是正データの送信、住登外課税通知データの送受信機能	④法定調書データの受信、扶養是正データの送信、住登外課税通知データの送受信、寄附金税額控除に係る申告特例通知データの受信機能	事後	重要な変更当たらないシステム機能の変更による
平成31年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	【概要】 国税庁・他自治体との申告等情報または税額データを連携するシステムで、これらの官公署等との専用回線である。データ連携には特定個人情報も含まれ、一般社団法人地方税電子化協議会を経由して連携が行われる。	【概要】 国税庁・他自治体との申告等情報または税額データを連携するシステムで、これらの官公署等との専用回線である。データ連携には特定個人情報も含まれ、地方税共同機構を経由して連携が行われる。	事後	見直しによる
平成31年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	【概要】 提出が義務付けられている給与支払報告書及び年金支払報告書を電子データで受理し、給与所得者又は年金所得者の税額データを送信するシステムである。データ連携には特定個人情報も含まれ、一般社団法人地方税電子化協議会を経由して連携が行われる。ただし、個人住民税システムとの直接回線連携はない。	【概要】 提出が義務付けられている給与支払報告書及び年金支払報告書を電子データで受理し、給与所得者又は年金所得者の税額データを送信するシステムである。データ連携には特定個人情報も含まれ、地方税共同機構を経由して連携が行われる。ただし、個人住民税システムとの直接回線連携はない。	事後	見直しによる
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目	【課税情報ファイル】 (中略) (6)個人基本レコード (中略) 23.住登外課税情報 [住登外課税区分][自治体コード]	【課税情報ファイル】 (中略) (6)個人基本レコード (中略) 23.住登外課税情報 [住登外課税区分][自治体コード][市コード]	事後	重要な変更当たらない記録項目の変更による

平成31年4月1日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>②提供先における用途</p>	<p>・番号法第19条第7号別表第二の第2欄に掲げる事務(別紙1参照)</p> <p>(別紙1) 提供先No. 37 [提供先における用途]雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>・番号法第19条第7号別表第二の第2欄に掲げる事務(別紙1参照)</p> <p>(別紙1) 提供先No. 37 [提供先における用途]労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	事後	見直しによる
平成31年4月1日	<p>Ⅲリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスクに対する措置</p>	<p>(前略)</p> <p>・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。</p> <p>・申告等データパンチ入力結果は、プログラムで妥当性をチェックし、エラー及び警告データは、職員により正しく修正する。</p> <p>・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、本市で定める規程に基づいて管理し、保管する。</p> <p>(後略)</p>	<p>(前略)</p> <p>・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が内容を再確認している。</p> <p>・申告等データパンチ入力結果は、プログラムで妥当性をチェックし、エラー及び警告データは、職員により正しく修正している。</p> <p>・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、本市で定める高岡市文書管理規程及び高岡市特定個人情報取扱い管理規程に基づいて管理し、保管している。</p> <p>(後略)</p>	事後	見直しによる
平成31年4月1日	<p>Ⅲリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク1. 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>・個人住民税システムは、事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、その他の情報が紐付けされることはない。</p> <p>・個人住民税システムで連携できない情報は、個別システムの情報照会等により確認する。</p> <p>(後略)</p>	<p>・個人住民税システムは、個人住民税の賦課に必要な情報のみ記録されているため、その他の情報が紐付けされることはない。</p> <p>・個人住民税の賦課に必要であるが、市民税課で保有していない情報については、情報を保有する担当課に情報照会し、確認している。</p> <p>(後略)</p>	事後	見直しによる
平成31年4月1日	<p>Ⅲリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>その他の措置の内容</p>	<p>特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置</p> <p><既存システムにおける措置></p> <p>・保有する情報は、申告等による修正処理があれば更新され履歴は保持する。</p> <p>・個人住民税においては、地方税法により更正決定の期間制限が設けられており、その期間内は過去のものでも税額更正を行うことになっており、システム上もそれに対応した仕様になっている。</p> <p>(後略)</p>	<p>特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置</p> <p><既存システムにおける措置></p> <p>・保有する情報は、申告等により、新しい情報に更新している。</p> <p>・個人住民税においては、地方税法により賦課決定の期間制限が設けられており、その期間内は過去のものでも税額更正を行うことになっており、システム上も、期間制限に対応して税額更正及び削除を行うこととしている。</p> <p>(後略)</p>	事後	見直しによる

平成31年4月1日	Ⅲリスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	見直しによる
令和2年6月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	3 関連宛名管理機能 再転入等による同一人の管理を行う。	削除	事後	新システム移行に伴う機能変更による
令和2年6月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7及びシステム8		新設	事前	新システム移行に伴う変更
令和2年6月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	事後	見直しによる
令和2年6月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供・移転の有無 [○]提供を行っている(57)件 [○]移転を行っている(16)件	提供・移転の有無 [○]提供を行っている(61)件 [○]移転を行っている(17)件	事後	見直しによる